

かごしま県民交流センターネーミングライツ・パートナー募集要項

1 募集目的

鹿児島県では、県有施設を有効に活用し、新たな歳入の確保と施設のサービスの維持・向上を図ることを目的として、県有施設の命名権者（以下、「ネーミングライツ・パートナー」という。）を以下のとおり募集します。

2 対象施設

(1) 施設名称 かごしま県民交流センター

(2) 所在地 鹿児島市山下町 14 - 50

(3) 施設概要

ア 開館日 平成 15 年 4 月開館

県民の「生涯学習の推進」、「国際交流の推進」、「男女共同参画の推進」、「介護の普及・促進」、「共生・協働の地域社会づくりの推進」などの機能からなる複合施設と県政記念公園で構成されており、多くの県民が親しみ、出会い、交わる場となっています。

イ 延床面積 本館 44,727 m²(地上 6 階, 地下 2 階), 県政記念館 937.55 m²

ウ 年間利用者数 約 100 万人

エ 主な施設

施設名	規模等
県民ホール	600 席
大ホール	560 人収容
中ホール	可動席 220 席
学習・研修室等	大小 16 の研修室等
放送大学かごしま学習センター	講義室, 視聴・学習室等
生命と環境の学習館	体験ブース
展望回廊	6 階フロアを一周する全方向を眺望できる回廊
飲食店等の設置	本館 2 階の喫茶コーナー 県政記念館 2 階のレストラン
県政記念館	県政のあゆみ等
県政記念公園	約 10,000 m ² (多目的芝生広場など)
駐車場	普通車 530 台(屋内), バス 20 台(屋内・屋外)

※ 公共空間としての本来の機能を再生するため、平成 26 年 10 月に外部の専門家等による「かごしま県民交流センター在り方検討委員会」を設置し、4 回の検討を重ね、平成 27 年 3 月に提言書が提出されました。現在、具体的な整備内容を検討中であり、一部施設内容を見直す予定です。

(4) ホームページ

<http://www.kagoshima-pac.jp/>

3 募集概要

(1) 命名権の対象

「かごしま県民交流センター」の愛称（条例上の施設名称は変更しません）

(2) 命名条件

ア 県民が親しみやすい愛称としてください。

イ かごしま県民交流センターは、開館以降、毎年約 100 万人の県民等に利用されていますので、これまでのイメージが継続するような愛称を希望します。

ウ 利用者の混乱を避けるため、愛称の使用期間内の愛称の変更はできないものとします。

(3) 愛称の使用期間

平成 28 年 4 月からの 5 年間を希望

※ 1 ただし、5 年間以外の愛称の使用期間を希望される場合も申込は可能です。提案のあった愛称の使用期間や命名権料をはじめとする各審査項目を総合的に勘案し、ネーミングライツ・パートナーを決定します。

2 愛称の使用期間の更新を希望する場合、優先交渉権を有します。

(4) 命名権料

1 年間当たり 2,000 万円を希望（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

※ 1 ただし、2,000 万円未満を希望される場合も申込は可能です。提案のあった愛称の使用期間や命名権料をはじめとする各審査項目を総合的に勘案し、ネーミングライツ・パートナーを決定します。

2 命名権料は、鹿児島県の地域振興と施設のサービスの維持・向上のために要する経費に充てます。

3 命名権料の支払時期及び方法については、別途協議することとします。
なお、契約保証金については免除します。

(5) 名称表示の変更・新設及び費用負担

区 分	県	ネーミングライツ・パートナー
敷地内外の看板・掲示板表示の変更 (施設看板や道路標識等) ※	○	
愛称の使用期間終了後の原状回復 (変更した看板)	○	
パンフレット, 封筒等の県の印刷物や県ホームページの表示変更	○	
敷地内の看板表示の新設 (施設看板)		○
愛称の使用期間終了後の原状回復 (新設した看板)		○

※ 1 敷地内外, 道路標識等の表示変更は, 関係機関と協議の上, 変更可能な表示について行います。

2 新設する看板については, 設置の可否を含めて協議します。

なお, 設置する看板の安全性検討は企業側で行っていただきます。

3 ネーミングライツに係る看板等の設置及び表示変更は, 県が公共的な目的で掲出するものであり, 鹿児島市屋外広告物条例第 10 条第 1 項第 2 号に基づく公共広告物等とみなされますので, 同条例第 4 条から第 9 条の 2 の規定は適用しないこととなります。

(6) 応募資格

次の要件のいずれも満たす者であること

ア 法人であること

イ 鹿児島県内に本社や事業所を有する等本県との関わりが深い法人であること

ウ 法令に違反するもの又は条例，規則に違反する業種を営む事業者でない者

エ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）に規定する風俗営業及びこれに類似する業種を営む事業者でない者

オ 貸金業法（昭和 58 年法律第 32 号）に規定する業種を営む事業者でない者

カ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者

キ 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号の規定に該当しない者

ク 鹿児島県が発注する建設工事の請負又は物品の購入若しくは製造の請負等の契約に係る指名競争入札において，指名停止の措置を受けていない者

ケ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者，民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者及び破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者

また，手形交換所による取引停止処分，主要取引先からの取引停止等の事実があり，経営状態が著しく不健全でない者

コ 県税，法人税，消費税を滞納していない者

サ 法人の代表者等（非常勤を含む役員及び経営に事実上参加している者）が，禁固以上の刑に処せられ，その執行が終わっていない者又はその執行猶予期間が終わっていない者がいないこと

シ 次の(ア)から(ク)までのいずれにも該当しない者であること。

なお，資格要件確認のため，鹿児島県警察本部に照会する場合がある。

(ア) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(イ) 役員等が，暴力団員等（鹿児島県暴力団排除条例（平成 26 年鹿児島県条例第 22 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であると認められる団体等

(ウ) 暴力団又は暴力団員等が，その経営に実質的に関与している団体等

(エ) 役員等が，自己，自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって，暴力団又は暴力団員等を利用している団体等

(オ) 役員等が，暴力団又は暴力団員等に対して，いかなる名義をもってするかを問わず，金銭，物品その他の財産上の利益を不当に提供し，又は便宜を供与するなど，直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し，又は関与している団体等

(カ) 役員等が，暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している団体等

(キ) 役員等が，暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している団体等

(ク) (ア) から (キ) までに定める者の依頼を受けて申請をしようとする団体等

なお，上記カ中の「役員等」とは，次に掲げる者をいう。

① 法人にあつては，役員（非常勤の者を含む。），支配人，営業所等（営

業所，事務所その他これらに準ずるものをいう。)を代表する者その他いかなる名称を有するものであるかを問わず法人の経営を行う役職にある者又は実質的にその経営を支配している者

② 法人格を有しない団体にあつては，代表者，理事その他①に掲げる者と同等の責任を有する者

ス 法人の代表者等(非常勤を含む役員及び経営に事実上参加している者)が，法令等に違反する行為を行っていないこと

セ 法人に政治性，宗教性などがなく県のネーミングライツ・パートナーとして適当であると判断されるもの

4 申込手続

(1) 提出書類

申込に当たっては，以下の書類を県へ提出していただきます。

なお，県が必要と認める場合は，追加資料の提出を求めることがあります。

ア かごしま県民交流センターネーミングライツ・パートナー申込書【様式1】

イ かごしま県民交流センターネーミングライツ・パートナー申込に係る誓約書【様式2】

ウ 定款，寄付行為，規約又はこれらに類する書類

エ 会社概要，申込の日の属する事業年度の前3事業年度における貸借対照表，収支決算書その他法人の財務状況を明らかにする書類及び事業報告書その他法人の業務の内容を明らかにする書類

オ 登記事項証明書(商業登記簿謄本)

カ 納税証明書

(ア) 法人税，消費税について未納がないことの証明書

(イ) 鹿児島県の県税(同県税が課税されていない者で県外に主たる事務所又は事業所を有する者にあつては，主たる事務所又は事業所の所在地の都道府県税)について未納がないことの証明書

キ 地域貢献の活動実績を示す書類(任意様式)

ク 看板設置図等(看板を新設する場合)

愛称を冠した看板を新設する場合，別添かごしま県民交流センター平面図及び立面図に設置箇所と寸法を図示するとともに，その設置方法を記載した資料を添付してください。

(2) 質問の受付

募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

ア 受付期間

平成28年1月29日(金)～平成28年2月23日(火)

イ 受付方法

質問票【様式3】に記入の上，FAX又は電子メールにより，「9 問い合わせ先」まで提出してください。

ウ 回答方法

県の担当者から，電話，FAX，電子メールにより，質問者様に直接回答します。(企業名等を除き，質問の概要を県のホームページにおいて公表する場合があります。)

(3) 申込期間

平成 28 年 1 月 29 日（金）～平成 28 年 2 月 29 日（月）

※ 電子メール，FAX での提出はできません。郵送か持参による提出をお願いします。（郵送の場合は，必着とします。）

(4) 提出先

鹿児島県総務部県民生活局生活・文化課県民企画係

〒 890 - 8577 鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号

(5) その他

ア 申込に要する経費等はすべて応募者の負担とします。

イ 提出された書類はお返しできません。

ウ 提出された書類は，必要に応じて複写します。（使用は県庁内及び選定委員会での検討に限ります。）

エ 提出された書類は，情報公開条例の規定に基づき開示することがあります。ただし，個人情報及び法人の正当な利益を害する情報は非公開とします。

オ 広告代理店を通じての申込も可能です。ただし，この場合，県から広告代理店に手数料を支払うものではありません。

5 選定方法

(1) かごしま県民交流センターネーミングライツ・パートナー選定委員会において，各委員が次の選定基準に沿って総合的に判断し，優先交渉者を選定します。

なお，応募者が一者のみであった場合も，選定委員会において県のネーミングライツ・パートナーとしてふさわしいかどうか審査します。

選定項目	配点	審査項目	選定基準
応募者	20 点	ネーミングライツ・パートナーとしてふさわしいか	経営の安定性
			事業内容
			地域活動への理解・貢献
			将来性
		県民に受け入れられるか	県民への知名度
			県民の親しみ
愛称	20 点	県民に受け入れられるか	親しみやすさ
		浸透しやすいか	呼びやすさ
契約条件	60 点	県の希望との比較	命名権料
			愛称の使用期間
合計	100 点		

6 ネーミングライツ・パートナーの決定，公表

(1) 県は，優先交渉者との協議を経て，ネーミングライツ・パートナーを決定し，ネーミングライツ・パートナー，施設の愛称，命名権料等を公表します。

(2) 選定結果については，すべての応募者に文書で通知します。

7 留意事項

ネーミングライツ・パートナーの決定後に，ネーミングライツ・パートナーが「3（6）応募資格」に掲げる要件を欠くこととなったとき，又は社会的信用を

著しく損なうなどネーミングライツ・パートナーとしてふさわしくないと認められるときは、ネーミングライツ・パートナーの決定を取り消し又は契約の解除をすることができるものとします。

8 添付資料・様式

- (1) かがしま県民交流センターネーミングライツ・パートナー申込書【様式1】
- (2) かがしま県民交流センターネーミングライツ・パートナー申込に係る誓約書【様式2】
- (3) かがしま県民交流センターネーミングライツ・パートナー申込に係る質問票【様式3】

9 問い合わせ先

鹿児島県総務部県民生活局生活・文化課県民企画係

電話 099-286-2514 FAX 099-286-5537

電子メール s-kenmin@pref.kagoshima.lg.jp